

高齢者施設・介護・障害福祉サービスを提供する事業所の管理者の方へ

PCR検査費用を助成します!

1. 助成額

30,000円(1人当たりの上限額)

PCR検査費用及び抗原定量検査費用が補助の対象です。ただし、保健所が行う行政検査や医師が必要と認めた場合は、いずれも公費での検査になるため、補助の対象外になります(初診料は自己負担)。

2. 検査費用の負担

- ① 医療機関(若しくは検査機関)に支払う費用は、事業所にて一旦負担してください。
- ② 各事業所は、検査受診者分を1か月ごとに取りまとめて区に請求してください。
※ 医療機関・検査機関への検査の申込み等は、各施設から直接行ってください。

3. 助成の対象

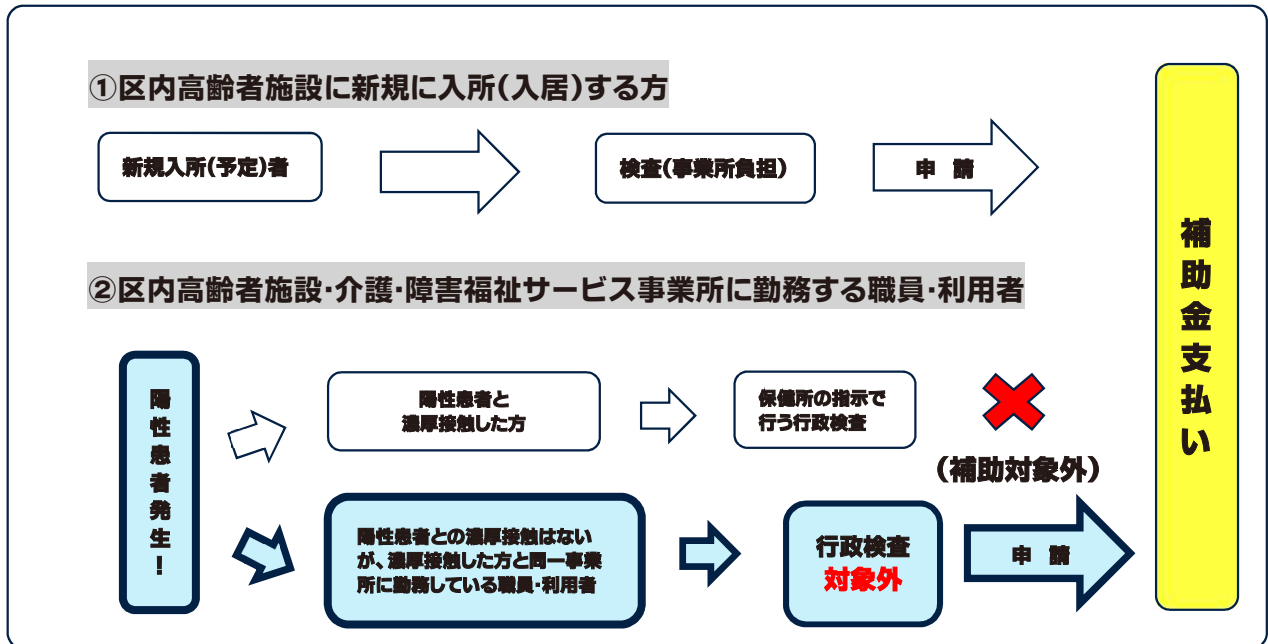
- ① 高齢者施設に新規に入所(入居)する方 令和2年10月27日以降の検査が対象
※ 広域型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の職員と入所者は、東京都の助成制度が利用できるため、葛飾区の助成制度を利用することはできません。
- ② 区内高齢者施設・介護・障害福祉サービス事業所に勤務する職員・利用者(訪問系サービス利用者は除く) 令和2年8月1日以降の検査が対象
※ ②は、事業所内に陽性患者が発生した場合に限ります(裏面の「5. 検査・助成の流れ」のとおり)。
※ 国、都等から、同様の補助を受ける場合は申請できません。本事業と東京都の介護サービス提供支援事業の対象経費は重複しています。同一の検査費用について、区及び都の補助事業に同時に申請することは出来ません。

4. 助成申請の方法

補助金の交付を受けようとする事業所は、検査費用を負担していただき、次の書類を裏面の問い合わせ先に提出し、申請してください。

- 補助金交付申請書
- 誓約書
- 領収書(宛名が事業所名であること)
- 医療機関・検査機関からの請求書及びその内訳が分かる資料の写し
- 積算内訳
- 入所(入居)することが分かる書類(入所者への検査の場合)
 - ※ 申請書関係書類については区ホームページ(トップページ >事業者情報 >申請・手続き >福祉関連 >福祉施設におけるPCR検査等費用の助成について)からダウンロードをお願いします
 - ※ 上記の書類の提出受け次第、申請書類の審査を行い、補助金交付決定通知を送付いたします。通知の受領後に請求書(第4号様式)を提出してください。

5. 検査・補助の流れ



※1 陽性患者は、事業所職員とサービス利用者のいずれの場合もあり得ます。

※2 職員は、正規・非正規、及び職種等は問いません。

※3 検査費用の助成は、陽性患者発生1案件につき1人1回とします。

※4 初診料は補助の対象になりません。

【その他】

○1 保健所が行う行政検査は、原則、検査受診者の住所地での実施となります。

○2 行政検査の対象とならずに任意に検査する(した)場合であっても、主治医が必要と判断したときは助成対象外となります。

【お問い合わせ】

葛飾区役所福祉部

〈地域密着型特養、認知症グループホーム、区内介護サービス事業所〉

介護保険課 ☎03-5654-8443

〈有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス〉

福祉管理課 ☎03-5654-8253

〈養護老人ホーム〉

高齢者支援課 ☎03-5654-8257

〈障害福祉サービス事業所(身体・知的障害)〉

障害福祉課 ☎03-5654-8262

葛飾区役所健康部

〈障害福祉サービス事業所(精神障害)〉

保健予防課 ☎03-3602-1274